

INFLUX 次世代電力環境資源洋上風力発電株式会社「(仮称) 鱒ヶ沢洋上風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年2月18日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 鱒ヶ沢洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、INFLUX 次世代電力環境資源洋上風力発電株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県鱒ヶ沢町前面海域及びその周辺

原動力の種類：風力（洋上）

出力：最大432,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和元年 9月27日
環境大臣意見受理	令和元年12月 6日
経済産業大臣意見発出	令和元年12月16日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和2年 8月26日
住民意見の概要等受理	令和2年10月19日
青森県知事意見受理	令和3年 1月25日
経済産業大臣勧告発出	令和3年 2月18日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742（直通）

INFLUX 次世代電力環境資源洋上風力発電株式会社「(仮称) 鱒ヶ沢洋上風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 渡り鳥の調査について、春と秋の渡りは短期間に集中して行われ、その時期は年ごとに変動が見られることから、周辺の状態を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。
2. 希少猛禽類の調査地点について、当該猛禽類の餌となる水鳥の海岸における生息分布は一律でないことから、周辺の状態を事前に確認した上で選定すること。
3. 対象事業実施区域周辺には、世界文化遺産に推薦された史跡亀ヶ岡石器時代遺跡及び史跡田小屋野貝塚、津軽国定公園内に位置する呑龍丘展望台、日常の視点場であるJR五能線が存在していることから、これらを景観の調査地点に追加すること。
4. 鳥類の調査に当たっては、適切な調査、予測を実施し、定量的な評価を行うこと。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)